

亀山市告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道の路線を次のとおり認定したので、同法第9条の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和5年3月30日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21949
- 3 路線名 椿世11号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 椿世町字木下577番19地先
 - (2) 終点 椿世町字木下577番32地先
- 5 重要な経過地 なし

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21950
- 3 路線名 椿世12号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 椿世町字木下577番44地内
 - (2) 終点 椿世町字木下577番44地内
- 5 重要な経過地 なし

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21951
- 3 路線名 田村27号線

4 道路の区間

(1) 起点 田村町字若宮 1 1 3 0 番 1 2 地先

(2) 終点 田村町字若宮 1 1 3 0 番 3 1 地先

5 重要な経過地 なし

第4

1 道路の種類 市道

2 路線番号 2 1 9 5 2

3 路線名 亀山市斎場線

4 道路の区間

(1) 起点 住山町字下古野 2 3 番地先

(2) 終点 野村二丁目 2 0 8 番 4 地先

5 重要な経過地 なし

第5

1 道路の種類 市道

2 路線番号 2 1 9 5 3

3 路線名 住山団地 3 1 号線

4 道路の区間

(1) 起点 住山町字下古野 2 番地先

(2) 終点 住山町字下古野 2 番地先

5 重要な経過地 なし